

精神科病院に入院中の患者への4回目ワクチン接種券の申請方法等について

※ 医療機関向け周知資料

対象者

- 4回目接種の対象者は、3回目接種を受けた方のうち①60歳以上の方、②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める方です。
- この「基礎疾患」に、「重い精神疾患」が含まれており、精神疾患の治療のために入院中の方は接種対象となります。

精神科病院における接種券代理申請

- 4回目のワクチン接種に際する接種券の配布については、**60歳以上の方についてはこれまでと同様、市町村により住所地に送付されることとなりますが、上記②に該当する方でワクチン接種を希望する方については、市町村によっては接種券の発行申請を行っていただく必要があります。**
- 精神科病院に入院中の患者等については、**接種希望の入院患者に代わり、精神科病院が患者の住所地の市町村に接種券の発行申請を行い、当該精神科病院に送付するよう依頼することが可能です。**

(4回目接種のために必要な精神科病院の手続き)

①市町村の発行方式の確認(※)

- ★対象となる可能性のある方に一律に発行する市町村
- ★住民からの申請を要する市町村

- ・発行申請の必要はなし
- ・従来通り、患者の住所地に送付される接種券を使用

②市町村への発行申請手続き

1. ワクチン接種希望者の情報を、患者の住所地の市町村別に申請様式に記載する。
2. 作成した申請様式を該当市町村宛て提出する。

③予防接種の実施

- ・申請を行った市町村から接種券が送付されるので、それを基に従来通り予防接種を実施する。

※ 各市町村における発行形式については今後、都道府県を通じて情報提供予定。

円滑なワクチン接種体制の構築

- 精神科医療機関の入院患者への4回目接種に係る体制整備については、これまでと同様、できるだけ入院中の精神科病院において接種体制が確保されるよう、お願いします。
- 当該医療機関における接種体制の確保が難しい場合にあっても、入院等を行う患者等への接種について、当該医療機関と管内の他の接種施設会場との間で円滑な連携を図っていただくよう、お願いします。